

# 野焼きは、法律で禁止されています！

野焼きをすることは、廃棄物処理法により、原則禁止されています。（一部例外を除きます。）

野焼きを行うと、煙が発生し、ダイオキシンなどの有害物質を発生させるだけでなく、周辺住民の生活の迷惑にもなりかねません。

また、最近では、全国的に山林火災が発生し、大きな被害が出ています。そういう被害を未然に防ぐためにも、農業などでやむを得ず行う場合は、時間帯や風向きに気を付ける、少量ずつ焼く、事前に周囲の人々に知らせるなど、周辺住民の方々への十分なご配慮をお願いします。



## 野焼きの例外

①風俗習慣上や宗教行事を行うために必要な焼却  
(どんど焼き、お札焼きなど)

②農業・林業を営む上で通常行われる焼却  
(土手・畔焼き・農林業に限る剪定枝の焼却など)

③国・県や村が河川、道路などの管理を行うため伐採した草木の焼却

※焼却行為を行う場合は、事前に消防署へ届出をされてから作業して下さい。

## 野焼きを見つけたら

- ・禁止されている焼却行為を見かけた際は、球磨村役場税務住民課へご連絡ください。

- ・火災の危険性がある場合は、消防署へ通報をお願いします。

- ・産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物）の焼却や常習性がある悪質な場合は、保健所、警察署へ通報をお願いします。